

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年11月7日

経理責任者  
独立行政法人地域医療機能推進機構  
埼玉メディカルセンター  
院長 児玉 隆夫

◎調達機関番号 903

◎所在地番号 11

## 1 競争に付する事項

(1) 品目分類番号 26

(2) 調達件名及び数量 電気需給契約 一式

① 埼玉メディカルセンターで使用する電気の調達

予定契約電力 : 1,351 kW

予定使用電力量 : 5,754,331 kWh

② 埼玉メディカルセンター附属介護老人保健施設で使用する電気の調達

予定契約電力 : 252 kW

予定使用電力量 : 885,288 kWh

③ 埼玉メディカルセンター職員宿舎（みずき寮）で使用する電気の調達

予定契約電力 : 14 kW

予定使用電力量 : 19,881 kWh

(3) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(4) 履行期限（期間）

令和7年2月1日～令和8年1月31日（1年間）

(5) 需要場所

① 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3

独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター

② 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-2-7

独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター附属介護老人保健施設

③ 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-2-22

独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター職員宿舎（みずき寮）

## (6) 入札方法

入札書に記載する金額は、単価固定型の場合、各社において設定する契約電力に対する単価（月額基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）及び必要な調整額等を根拠とし、あらかじめ当院が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の使用期間に対する年間総価を入札金額とすること。

市場連動型の場合、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）、令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月まで）から令和5年度（令和5年4月から令和6年3月まで）までの3年間におけるJEPX（日本卸電力取引所）エリアプライス平均単価及び必要な調整額等（下記※）を根拠とし、あらかじめ当院が別途提示する30分使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は令和6年5月分からの金額を用いること。

（別添1「再生可能エネルギー発電促進割賦金単価のお知らせ」参照）

※令和7年4月より開始する容量拠出金について、需要家側の負担額を見込むこと。

※電気価格激変緩和対策事業による値引きは含まないこと。

※ なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

## 2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (2) 契約事務細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

### 【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (3) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

### 【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
  - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
  - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - 八 前各号に類する行為を行なった者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
  - 3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

- (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しない者であること。
- (5) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品販売」においてA、B又はC、Dの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- ① 厚生年金保険
  - ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
  - ③ 船員保険
  - ④ 国民年金
  - ⑤ 労働者災害補償保険
  - ⑥ 雇用保険
- (注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (8) 旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。
- (9) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しないものであること。（地域医療機能推進機構HP、情報公開、JCHO規程参照）
- (10) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、令和6年12月27日（契約締結予定日）に電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (11) 経理責任者が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別添2に掲げる入札適合条件を満たすこと。
- (12) 過去3年間において、日本国内に当センター同等規模の電力供給実績、あるいはそれに準ずると経理責任者が認める実績を有する者。
- (13) 本公告に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。
- (14) 調達物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。病院業務の特質性から計器交換などの際に停電を伴わない作業を行うこと。ただし、やむおえず停電を伴う交換が必要な際は、病院側と十分な協議の上、行うこと。）

### 3 契約条項を示す場所

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4丁目9番3号

独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター 3階 経理課 契約係

電話 048-832-4951 FAX 048-822-3602

#### 4 競争入札執行の場所及び日時

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記3に同じ。入札関係書類の交付に関しては、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後5時までに、事前に連絡の上、「機密保持に関する誓約書」（本公告に添付・両面印刷にて押印すること）と引き換えに交付する。

質疑 令和6年12月16日 12:00までに、電子メールにて提出。

電話・口頭での質問は一切受け付けません。

質疑の回答は、令和6年12月17日までに電子メールにて回答します。

質疑用メールアドレス： k-yaku@saitama.jcho.go.jp

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所にて交付する。

(3) 競争参加資格提出期限

令和6年12月18日 12時00分（郵送する場合には期限までに必着のこと）

(4) 開札日時及び場所

令和6年12月20日 10時00分 大会議室3

#### 5 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、上記2の競争参加資格に関する証明書等及び仕様書において定めるものを添付して競争参加資格提出期限内に提出しなければならない。入札者は開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を落札者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を落札者とする。落札者決定後は、その者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 契約書の作成期限

- ① 契約の相手方は開札日の翌日から起算して10日以内（土日・祭日を除く。）に記名押印の上契約書を作成しなければならない。なお、契約の相手方は、入札説明書（関係書類）等で所定の書式が示されている場合には、当該書式により作成しなければならない。

- ② 契約の相手方に決定された入札者が、契約書の作成期限の延長を申請する場合は、上記の契約書の作成期限内に書面にて経理責任者に申し入れるものとする。ただし、その場合であっても20日（土日・祭日を除く。）を超えることはできない。

(8) 詳細は入札説明書による。

#### Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Electricity to be used in Japan Community Health Care Organization  
Saitama Medical Center 1 set
- (2) Time-limit for tender : 12:00 P.M. December 18, 2024
- (3) Contact point for the notice : Hiroaki Sato, Accounting Division,  
Japan Community Health Care Organization Saitama Medical Center, 4-9-3  
Kitaurawa Urawa-ku Saitama-shi, Saitama, 330-0074, TEL 048-832-4951

(別添)

## 機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構  
埼玉メディカルセンター 院長 児玉 隆夫 殿

住 所 (所在地) :  
氏 名 (法人名) :  
(代表者名) : 印  
電 話 番 号 : ( ) -  
E-mail :

\_\_\_\_\_ (以下「当社」という。) は、独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンターにおける電気需給契約一式 (以下「本件目的」という。) を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報 (以下「機密情報」という。) の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

### (機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

### (機密情報の取扱期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

### (表明及び保証)

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証 (明示か黙示を問わない。) を行なわないことを当社は了承します。

2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(別添)

(機密情報の取扱い)

- 第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。
- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

- 第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。
- (1) 顧問弁護士、会計監査人
  - (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
  - (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
  - (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

- 第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

- 第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本件目的に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

- 第8条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

- 第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。
- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、貴院の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上